

県外医療機関等で受ける新生児聴覚検査（初回検査）費用の一部助成について

北島町では、県外医療機関等で受診される新生児聴覚検査費用の一部を助成しております。

対象の方には県内の医療機関で利用できる「受診票」をお渡ししていますが、この「受診票」は県外では利用できません。里帰り出産等により県外の医療機関等で新生児聴覚検査（初回検査）を受ける場合は、検査費用の一部を助成致します。ただし、助成の申請は費用を医療機関等に支払った日から2年以内とさせていただきます。

助成の対象

新生児聴覚検査の実施日に北島町に住民登録を有し、かつ、平成30年4月1日以降に産まれた新生児及び乳児。

検査時期

・ 出産された医療機関で実施する場合は、おおむね生後3日以内。

※ 出産された医療機関以外で検査を希望される場合はできるだけ早期に医療機関を受診してください。

※ 未熟児などで特別な配慮が必要な場合の検査時期については、医師と相談してください。

検査方法

自動聴性脳幹反応検査（自動 ABR）または耳音響放射検査（OAE）のいずれか。

助成の内容

- ・ 検査方法により金額が決まっており、その範囲内での助成となります。
- ・ 口座へのお振り込みになります。

助成の申請に必要なもの

- ① 「新生児聴覚検査受診票 県内用」・・・未使用のもの
 - ② 「領収証」・・・退院時の領収書に新生児聴覚検査の明記のない医療機関もありますので、記載がなければ明細書もご持参ください。
 - ③ 「母子健康手帳」・・・検査結果を確認させていただきます。
 - ④ 「印鑑」・・・認め印で結構です。
 - ⑤ 「申請書」・・・保健相談センターにございますので、窓口でご記入、押印をいただきます。
※ホームページからのダウンロードも可能です。
 - ⑥ 「申請者（保護者）の振り込み先のわかるもの」
※申請者と振り込み先の口座名義人は同一の方でお願い致します。
- 転出等により、検査日の対象児の住所登録が北島町以外にある方は、住所登録のある市町村にお問い合わせください。
 - 検査方法等、検査医療機関にお問い合わせさせていただくことがあります。

（問い合わせ） 北島町保健相談センター Tel.088-698-8909